

# 令和 5 年 度 第 9 回 議事録

笠岡市農業委員会

5 . 12 . 5

第9回笠岡市農業委員会議事録

1 招集日時 令和5年12月5日 午前 9時30分

2 開会日時 令和5年12月5日 午前 9時30分

3 閉会日時 令和5年12月5日 午前 10時15分

4 出席，欠席，遅参または中途退場した委員の議席番号及び氏名

議席 番号	氏名	出欠等 の別	議席 番号	氏名	出欠等 の別
1	三宅勝二	欠	8	鹿嶋耕三	出
2	櫛田繁造	出	9	片岡芳和	出
3	仁井名雅子	出	10	大平貴之	出
4	梶田宏一	出	11	天野平之進	出
5	仁科智之	出	12	西江務	出
6	北村卓士	欠	13	守屋映男	出
7	佐内繁文	出			

5 会議に出席した者

職名	氏名	職名	氏名
推進委員	馬上百生	推進委員	西山雅子
推進委員	奥野きたこ	推進委員	西江敬一
推進委員	藤原美代子	推進委員	藤田潔
推進委員	大本憲治	推進委員	大平章乃
推進委員	畦崎友梨	推進委員	枝木俊彦
推進委員	林和美	推進委員	守屋芳明
推進委員	西山博行	事務局長	木南達昭
推進委員	有本正義	主事	西山彰人
推進委員	桑田圭介	主事補	小川航平

	氏名		氏名
傍聴人			

## 6 提出議案

議案番号	議 題
議案第 33 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 34 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 35 号	農用地利用集積計画（案）の決定について
報告第 25 号	農作業等受委託契約書の受理について
報告第 26 号	農地法施工規則該当転用届について
報告第 27 号	営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告書の受理について
その他	

## 7 会議に付した議案の経過 別紙のとおり

## 8 会議録署名委員の氏名

笠岡市農業委員会会長

6 番委員

7 番委員

事務局	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今から、令和5年度第9回の農業委員会を開催いたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、会長から、一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	(会長あいさつ)
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではただ今から、第9回の農業委員会を開催いたします。</p> <p>議事に入ります前に、本日の議事録署名人を7番佐内委員、8番鹿嶋委員よろしくお願ひします。</p> <p>それでは議案の審議へ移りたいと思います。</p> <p>会長、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>それでは、議案第33号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」ナンバー48号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー48号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（贈与）でございます。</p> <p>譲受人は増反を図るにあたり、相続にて申請地を取得したものの農地の管理が困難となっていた譲渡人より申請地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人は60年ほどの農業経験を有しており、申請地を含めた耕作能力を有していると認められると思われまふ。</p> <p>なお、所有農地に許可を得ることなく設置した農業用の倉庫があったため、是正のための農地法第4条申請を受付しており、議案第34号ナンバー15号にて上程しております。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております、取得後のすべての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れもないことから、許可要件はすべて満たしていると思われまふ。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー49号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>

	す。
事務局	<p>ナンバー49号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。</p> <p>譲受人は、居住予定住宅に付随する農地として申請地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人は農業経験はありませんが、申請地である〇〇㎡の農地1筆に自家消費用の野菜を作付する予定とのことです。農機具については譲受人から耕耘機と草刈機を譲り受けるとのことで、耕作管理は十分可能と考えられます。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー50号を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー50号でございます。〇〇から〇〇へ参ります3条の所有権移転（売買）でございます。</p> <p>譲受人は、〇〇にて〇〇を営んでおり、この度、貸借していた農地一筆について今後の経営の安定のために売買にて譲り受けるものです。貸借の解約については、3条申請に先立ち受付しており、この度の申請による耕作面積の変更はありません。現在の経営地の管理も適切にされていることから、耕作能力は十分認められます。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

	<p>挙手多数ということで決定させていただきます。  続きまして、ナンバー51号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー51号でございます。〇〇から〇〇へ参ります3条の所有権移転（売買）でございます。  譲受人は、増反を図るにあたり申請地を譲り受けるものです。もともと譲受人の〇〇が所有していましたが、現在はその〇〇が相続にて取得しており、管理が困難となっていました。  譲受人が現在所有する農地の一部が荒廃の様相を呈していますが、譲受人は45年の農業経験を有しており、農機具については〇〇の実家にて保管しており、使える状態にあります。通作距離は約〇〇km程度であり、年間250日程度の農業従事も可能であると思われます。現在所有している農地も含め、今後適切に耕作管理する旨の誓約書の提出があります。  以上のことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。  以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>この案件は、譲渡人の〇〇が亡くなったため、〇〇の〇〇である譲受人に農地を譲り渡したいという案件です。この農地は長らく荒廃地であったため、きちんと耕作をするという誓約書を頂いており、私の方でも定期的に申請地を確認します。事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  （全員挙手）  挙手多数ということで決定させていただきます。  続きまして、ナンバー52号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー52号でございます。〇〇から〇〇へ参ります3条の所有権移転（売買）でございます。  譲受人は空き家バンク制度を利用し、仕事場として使用する建物に隣接する農地を譲り受けるものです。譲渡人は遠方で生活しており、申請地の管理が困難な状況にありました。  譲受人は、農業経験を3年ほど有していますが、自身で農地を取得するのは初めてのため、営農計画書が提出されています。申請地は〇〇㎡の畑であり、居住地からは〇〇kmの距離であるため、耕作管理は十分可能であると思</p>

	<p>われます。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われま。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
○番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー53号を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー53号でございます。〇〇から〇〇へ参ります3条の所有権移転(贈与)でございます。</p> <p>譲受人は現在〇〇に居住していますが、年間約100日程度〇〇に滞在し、所有する農地で耕作をしております。この度増反を図るに当たり申請地を取得するものです。〇〇での拠点となる住宅も所有しており、現在所有する農地については、適切に管理していることを事務局の現地調査にて確認しています。</p> <p>年間農業従事日数は100日程度ですが、先ほど述べたことから、申請地を含めた農地の耕作管理能力は有していると考えられます。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われま。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
○番委員	<p>1筆はすでに野菜が植えられており、他の土地についても管理して柑橘類を植えられるとのことだったため、事務局の説明のとおり問題ないと思いま。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第34号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ナンバー15号を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>ナンバー15号でございます。〇〇によります、4条の許可申請でございます。申請地は〇〇の畑1筆、農地区分は第2種農地、転用目的は農業用倉庫でございます。</p> <p>申請者は、申請地を転用し、農業用倉庫として使用したいとのことです。申請者は、申請地近辺に住んでおり、農地も申請地周辺に複数所有しています。農業を行うにあたり、使用する資材や農機具等の置場を確保する必要がありますが、周囲は農地に囲まれており、申請地以外に農業用倉庫を設置することが出来ないとのことで、代替性要件を満たしていると思われます。申請地は第2種農地ですが、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきましては、盛土等の造成は行わないため、土砂の流出はないと思われます。雨水については、自然浸透にて対応し、吸収しきれなかった場合は、近くの溝に流れるとのことで問題ないと思われます。また、建築物の高さは約3mであるため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。</p> <p>なお、申請地は、許可を得る前から農業用倉庫として使用されていたため、始末書の提出があります。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第35号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>令和5年12月12日の公告予定で取りまとめしております。今回は一般分の設定はございません。一括方式による中間管理機構分については、1～5年の設定対象筆数が1筆、設定対象面積が1,053㎡、設定対象人数が1人。合計についても、同様となっております。</p> <p>これらの案件はすべて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定められております要件を満たしているものと考えます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。



○番委員	○○地区については問題ありません。よろしくお願いします。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>つづきまして、報告第25号「農作業等受委託契約書の受理について」、報告第26号「農地法施行規則該当転用届について」ですが、関係委員の皆さまには、今後の農地の活用について、ご指導のほどよろしくお願いします。</p> <p>報告第27号「営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告書の受理について」について、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>令和元年11月5日に初回の、令和4年12月6日に2回目の一時転用許可を得た○○の営農型発電設備について、下部農地における農作物の状況報告書が提出されました。</p> <p>今回の報告期間は令和4年11月5日から令和5年12月4日でございます。</p> <p>下部農地にて計画通りの360本のブルーベリーを栽培しており、1年間の出荷量は10アール当たり191キログラムの実績となっています。栽培指針マニュアルに示されている目標収量は10a当たり1,000キログラムとなっており、営農型発電施設の設置許可基準となる収量低下率2割を大幅に超過する結果となっていますが、それに対して、果樹の生育には数年を要し、本格的な収穫は令和7年を見込んでいるとの申告がありました。</p> <p>事実、今年の収穫量は昨年の約5倍となっており、肥培管理も計画的かつ適切に行われていることが報告書及び現地の状態からも確認でき、申告内容は妥当であると判断できることから、報告書を受理しております。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で議案としては終わりました。その他の案件で、事務局から何かございますか。</p>
事務局	<p>(1) 次回農業委員会 1月5日(金)午後3時から <b>笠岡市役所本庁 3階 第一会議室</b></p> <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次回議案発送日 令和5年12月22日(金)</li> <li>・ 12月19日開催委員研修の出欠について(締切)</li> <li>・ 農業者年金の推進について</li> <li>・ 委員手帳の配布について</li> <li>・ 農耕作業車のナンバープレート登録について(税務課)</li> <li>・ タブレットの使用について</li> </ul>

	<p>それでは、以上で本日の農業委員会は閉会いたします。皆さまどうもありがとうございました。</p>
--	--